

# 研究活動の不正行為に関する調査結果について

令和3年4月28日  
学校法人興誠学園

## 1 調査に至った経緯

- ・2月8日、法人本部事務局長に対し、学長が令和元年度の学長選挙において配布資料とした、研究業績書に記載されている著書について、その内容が、過去に勤務した養護学校の著書と大部分において同一であり、研究活動上の不正行為の疑いがあるため、調査を要請する旨の要請があった。
- ・法人本部事務局長は、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程（以下、「不正行為防止規程」という。）第10条に基づく「告発」として受理した。
- ・2冊の図書の原本を入手し確認したところ、大部分が同一であることが確認されたため、理事長は、不正行為防止規程に基づく調査委員会の設置が必要であると判断し、3月2日に調査委員会を設置した。

## 2 調査委員会設置の根拠

- ・不正行為防止規程第20条
- ・学長が被告発者となっているため、理事長を最高管理責任者として設置。

## 3 調査委員会の体制

- ・不正行為防止規程第20条第3項第1号 最高管理責任者が指名した者 1名
- ・ 同 第2号 外部有識者 2名

## 4 調査対象行為

- ・被告発者が養護学校の著書の内容を流用し、自らの名義で『新たな書籍』を発行した行為を調査対象とする。
- ・なお、研究活動そのものではないが、被告発者が『新たな書籍』を、①平成24年度特別支援学校教職課程認定申請時の提出資料である研究業績書に記載した行為、②令和元年度に実施された学長候補者選挙における配布資料である研究業績書に記載した行為についても、関連する事情として調査した。

## 5 調査方法

- ・委員による事情聴取  
告発者、被告発者を含む関係者9人に対し、延べ7回の聴取を実施
- ・関係資料の確認  
調査要請のあった2冊の著書の原本  
平成24年度特別支援学校教職課程認定申請書類  
令和元年度学長候補者選挙での配布資料  
学園の会計資料 など

## 6 不正行為の認定

- ・被告発者が平成24年ころ、養護学校の書籍の本文等約190頁の内容を、作成者に了解をとらず、引用等に関する表示もなく、そのまま流用し、自らの名義で『新たな書籍』とした行為（以下、「本件不正行為」という。）が事実であることを確認した。
- ・本件不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠り、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用した「盗用」（不正行為防止規程第3条1号）に該当するものと認定する。

## 7 不正行為に至った経緯、動機

- ・大学は、平成24年6月ころ、文部科学省に特別支援教育の教職課程認定申請を行った。
- ・同年9月ころ、文部科学省より、専任教員予定者である被告発者の研究業績が不十分であるとの指摘がなされた。
- ・その際に、被告発者は、著書等を新たに追加修正した研究業績書を作成して文部科学省に提出しており、本件の『新たな書籍』は、追加著書のひとつである。
- ・被告発者は動機について、「時間が限られる中でなんとか認定を得たいという意識のみだった」、「当時は研究不正や著作権侵害についての意識が低く、不正をしているという認識はなかった」と供述している。

## 8 不正行為の悪質性

被告発者による本件不正行為の悪質性は高いものと認定する。

- ・本件不正行為は、被告発者が実務家教員であることや、当時は、不正行為防止に関する取組みが強化されていなかったことを考慮しても、不正行為であることは明白であり、その認識がないとの弁解は成り立たない。
- ・養護学校の著書の著作者は当該養護学校である。本件不正行為により、被告発者が養護学校の有する著作権を侵害していることも明らかである。
- ・教職課程の認定審査という多数の利害関係者が存在する手続において、本件不正行為の影響は極めて大きい。
- ・本件不正行為当時は、不正行為防止規程の制定以前であったが、文部科学省の旧ガイドラインは存在しており、被告発者は学科長として、自分自身が不正行為を行わないことはもちろん、他の研究者の不正行為を防止する立場にあった。
- ・その後、被告発者は、同規程上「最高管理責任者」である学長となり、研究倫理の向上及び不正行為の防止に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する立場となったにもかかわらず、学長に再任する際の選挙において、自身の行為を何ら問題と捉えないまま、『新たな書籍』を記載した研究業績書を提出した。このことは、責任ある立場に就いてもなお、研究倫理の研さんに努めなかったことの帰結である。

## 9 不正行為に関与した者とその関与の度合

- ・被告発者が本件不正行為を行うにあたり関与した第三者は存在しないと認定した。

## 10 不正行為が行われた経費

- ・被告発者が本件不正行為を行うにあたり、直接的には公的資金は用いられていないものと認定した。
- ・なお、本件不正行為当時、被告発者は大学から給与を得ており、同給与には大学が文部科学省より受領した助成の一部が充てられていたことから、本件不正行為には間接的に公的資金が用いられていたと解することができる。

## 11 発生要因、大学の管理体制

- ・本件不正行為の発生要因は、被告発者個人の研究者倫理の欠如によるところが大きい。
- ・被告発者の研究業績書では、修正措置を受けて、当時と近い時期が発行年となっている複数の著作が業績に加えられており、この中で大学が発行する紀要に被告発者の論文掲載がなかったことなどから、大学内で当該研究業績書の記載内容の不審点に気づくことは十分に可能であったといえる。
- ・大学においては、今後、研究者の倫理教育を徹底するとともに、課程認定申請等の各種書類についてより慎重な内容確認を行うことが求められる。

## 12 文部科学省ガイドラインの適用

- ・平成26年8月26日付「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」は、「平成27年度当初予算以降（継続を含む。）における文部科学省の予算配分又は措置により行われるすべての研究活動を対象とする」ものであるから、本件不正行為は適用対象外である。
- ・また、平成18年8月8日付「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」についても、「文部科学省及び研究費を配分する文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動」を対象とするものであるから、本件不正行為は適用対象外である。